

お客様各位

令和3年1月8日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言再発令（東京、神奈川、千葉、埼玉）に対する対応について

政府は1月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言再発令を決定し、東京、神奈川、千葉、埼玉の4都県を対象に期間は1月8日～2月7日までの1カ月間といたしました。

上記緊急事態宣言を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店の業務につきまして、下記の通り時差出退勤制を時限的に取り入れ対応を行なわせていただきます。

<東京支店のみ：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9：00 ——> 実施後 AM8：00～AM10：00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17：20 ——> 実施後 PM16：20～PM18：20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。  
ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上